

議 事 録

会 議 名	平成26年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年1月29日(水)午後3時から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      3番 楠谷 稔 4番 石黒 明      5番 藤井 彰 7番 木村長茂      合計8名		
欠席委員	2番 石塚雄司		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：中野秀      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第3 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第1回定例総会を開会いたします。          欠席委員は、2番石塚委員1名です。          出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、7番木村委員と8番の金子を指名といたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号46号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号46号を朗読)          当案件は、位置図にあるとおり小動の農業振興地域の農用地以外の農地です。地目は畑で、現況は耕作されていない畑です。譲受人は茅ヶ崎市の堤に平成18年土地を購入し、資材置き場として使用していましたが、騒音等の訴訟になり、代替地を探していたところ、当該農地に隣接する会社の下請けをしていることもあり、利便性も高く、また周辺住民を訪問して説明し、理解も得られたため、当該土地を転用するものです。立地基準は第3種農地で、南側の市街化区域から宅地、雑種地などが連たんしております。隣接地との境界は高さ2メートルの鋼板柵をするなど、周辺農地への資材散乱防止がされます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。          6 番：現地について、南側、東側が山林、西側はNTT 基地局、北側は7メートル道路で、特に問題は無いと思われま</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。          (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号46号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて議案番号47号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号47号を朗読)</p>		

	<p>当案件は、位置図にあるとおり小谷二丁目の農業振興地域の農用地で現況は畑です。809-1の一部と808の一部に、携帯電話のアンテナ基地を設置するための工事用重機作業場、資材置き場として、7ヶ月間一時転用するものです。譲受人は携帯電話会社の下請け業者です。当該地の農地法に基づく立地基準として、農用地区域内農地ではありますが基地局本体部分である809-1の内233.14㎡は農用地利用計画の変更により農用地区域内農地から除外し、第1種農地になります。残りの222.86㎡と808の一部96.88㎡は農用地のまま、7ヶ月間の一時的な利用に供することとなりますが、問題はないと考えます。なお、基地局本体部分の土地に関しましては、認定電気通信事業者の行う中継基地等の設置に伴う農地転用であることから、許可不要となっており、本体基地局の事業計画は一時転用のための5条許可申請とともに、神奈川県湘南地域県政総合センターに提出する予定です。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：現地は転用部分に木杭も入って確認でき、特に問題ないと思われま。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号47号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第2、農地法4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号114号、続いて日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号115号、116号の2件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号114～116号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成26年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成26年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 木村 長茂                      議事録署名人(8番) 金子 保男

本議事録は、平成26年 2月26日、承認・署名を得て確定しました。